

電気の子メーターの有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器(子メーター)

とは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。計量法では、「検定を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。(計量法第16条)

これを使用した場合は計量法で罰則規定(計量法第172条)がありますが、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いします。

あなたが使用している計器の有効期限を確認してみましょう。

検定ラベル
(検定に合格したもの)



(単独計器)有効期限
平成29年9月を示す。

封印キャップ
(検定ラベルの場合)



有効期限
平成29年9月を示す。
※平成17年5月以前の検定合格計器には検定年を西暦で表示

適合ラベル
(自主検査に合格したもの)



(単独計器)有効期限
平成29年9月を示す。

封印キャップ
(適合ラベルの場合)




有効期限が切れると
罰則規定があるヨ...

検定票

札 26 9
(ファイバー)
有効期限
平成26年9月を示す。

検定証印



有効期限は検定票で表示してあります。

◆計量法、検定及び取付け工事などに関しては、裏面の組織・機関にお問い合わせください。また、その他ご不明な点がございましたら下記事務局へお問い合わせください。

北海道地区証明用電気計器対策委員会

事務局 日本電気計器検定所 北海道支社内
〒063-0834 札幌市西区発寒14条13丁目2番8号
TEL 011-668-2437 FAX 011-668-2438